

事務連絡
令和7年3月31日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 御中

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

マンション大規模修繕工事の発注等に関する相談窓口について

今後、建設後相当の期間が経過した高経年のマンションの急増が見込まれる中、管理組合において修繕積立金を安定的に確保しつつ、適切な大規模修繕工事を実施することで、マンションの長寿命化を図っていくことが重要です。

マンションの大規模修繕工事の発注等に関する管理組合や区分所有者の方からのご疑問やご相談については、別添の相談窓口において助言等を行っており、これらの相談窓口を活用いただくことが有効です。

添付のとおり、マンション関係団体に対し、管理組合に対する相談窓口の周知への協力を依頼する通知を行ったところですので、参考までに情報提供させていただきます。

国住参マ第313号
令和7年3月31日

公益財団法人 マンション管理センター理事長 殿
一般社団法人 マンション管理業協会理事長 殿
一般社団法人 日本マンション管理士会連合会会長 殿
特定非営利活動法人 全国マンション管理組合連合会会長 殿
一般社団法人 マンション計画修繕施工協会会長 殿
一般社団法人 マンション改修設計コンサルタント協会理事長 殿

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）
（公 印 省 略）

マンション大規模修繕工事の発注等に関する相談窓口について（通知）

今後、建設後相当の期間が経過した高経年のマンションの急増が見込まれる中、管理組合において修繕積立金を安定的に確保しつつ、適切な大規模修繕工事を実施することで、マンションの長寿命化を図っていくことが重要です。

マンションの大規模修繕工事の発注等に関する管理組合や区分所有者の方からのご疑問やご相談については、別添の相談窓口において助言等を行っており、これらの相談窓口を活用いただくことが有効です。

貴団体におかれましては、所要の広報措置を講じる又は貴団体所属の会員を通じる等の方法により、管理組合に対する周知に関し格別のご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

別添

マンション大規模修繕工事の発注等に関する相談窓口について
～ 管理組合・区分所有者の皆様へ ～

今後、建設後相当の期間が経過した高経年のマンションの急増が見込まれる中、管理組合において修繕積立金を安定的に確保しつつ、適切な大規模修繕工事を実施することで、マンションの長寿命化を図っていくことが重要です。

マンションの大規模修繕工事の発注等に関する管理組合や区分所有者の方からのご疑問やご相談については、下記の相談窓口において、建築士等によるアドバイスや見積書のチェックなどを行っておりますので、ご活用ください。

記

- (公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

https://www.chord.or.jp/consult_tel/index.html

(電話番号) 住まいのダイヤル …03 (3556) 5147

※ 施工費用については「見積チェックサービス」(無料)も行っていきます。

- (公財) マンション管理センター

http://www.mankan.or.jp/06_consult/tel.html

(電話番号) 建物・設備の維持管理のご相談(見積書のチェックは行っておりません。) …03 (3222) 1519